

平成 22 年度
いばらき産業大県創造基金助成金交付事業
第 1 次公募案内

● 公募締切日

平成 22 年 5 月 14 日（金）

～ 申請を希望される方は、必ず事前にご相談願います ～

※ 締切日直前には応募が集中しますので、事業内容が判明した時点でご相談願います。

● 事業内容

いばらき地域資源活用プログラム

- ・ 地域資源ステップアップ支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・ p3
- ・ 地域資源育成支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・ p3
- ・ 地域資源活用等創業支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・ p4

いばらきものづくり応援プログラム

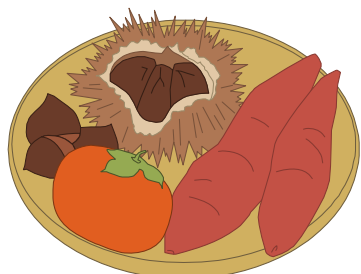
- ・ 産学官研究開発助成事業・・・・・・・・・・・・・・・・ p5
- ・ 販路開拓支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・ p6

いばらきサービス産業新時代対応プログラム

- ・ サービス産業新時代対応支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・ p7

財団法人茨城県中小企業振興公社

この事業は、本県の豊かな地域資源や、つくば、東海等の最先端の科学技術を活用した新事業、新産業の創出、新時代に対応した生活支援サービスといった地域密着型の事業を、幅広く多様な中小企業の取り組みを支援し、「生活大県づくり」の基盤となる「産業大県づくり」を目指すことを目的とします。



■いばらき地域資源活用プログラム

本県の強みとなる農林水産物、産地技術、観光資源などの地域産業資源等を活用した新しい取り組みを支援します。

対象者：中小企業者，起業者等

助成対象事業：①事業計画の作り込み，②試作品開発，③創業

助成額：最大①200万円，②300万円，③100万円（助成率 2/3）

■いばらきものづくり応援プログラム

①大学等と連携して行う新商品開発や，②展示会への出展・国際認証の取得等販路拡大のための取り組みを支援します。

対象者：中小企業者，団体等

助成額：最大①500万円，②100万円（助成率 2/3）

■いばらきサービス産業新時代対応プログラム

少子高齢化，男女共同参画社会など新時代に対応した生活支援サービス産業の取り組みなど，地域課題を解決し県民生活を充実させるビジネスモデルの展開を支援します。

対象者：中小企業者，NPO法人等

助成額：最大 300万円（助成率 2/3）



－ いばらき地域資源活用プログラム －

中小企業等が行う地域産業資源等を活用した新事業創出等への取り組みに対して支援します。

(注)「地域資源」とは、茨城県が地域資源活用促進法に基づき定めた「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想」で定める地域産業資源に限らず、今後、「地域資源」として同構想に追加の可能性を有するものを含みます。

基本構想 URL :

http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syoukou/shosei/shigen_koso.html

| 地域資源ステップアップ支援事業 | |
|-----------------|---|
| 助成対象事業 | 地域産業資源等を活用して新商品の開発等を図る上での分析・調査、産業支援機関や専門家等との連携によるビジネスプランの作成、商品のコンセプト作りといった取り組みへの助成。 |
| 助成対象者 | (1) 県内に主たる事務所、事業所を有し、本県の地域産業資源等を活用し、新事業等の創出に取り組む中小企業者及びそれらを含むグループ (2) (1)以外の者で理事長が特に必要と認める者 |
| 助成対象経費 | (1) 事務経費 委員・専門家等謝金、委員・専門家等旅費、職員旅費、会議費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、消耗品費、原稿料、雑費 (2) 事業費 雑役務費、調査・分析外注費、地域資源ステップアップ支援事業費の一部を委託する経費、その他事業実施に必要と認められる経費 |
| 助成期間 | 1年間以内 |
| 助成限度額 | 200万円 |
| 助成率 | 2/3以内 |

| 地域資源育成支援事業 | |
|------------|--|
| 助成対象事業 | 中小企業等が行う地域産業資源等を活用した新事業、新商品開発への助成。 |
| 助成対象者 | (1) 県内に主たる事務所、事業所を有し、本県の地域産業資源等を活用し、新事業等の創出に取り組む中小企業者及びそれらを含むグループ (2) (1)以外の者で理事長が特に必要と認める者 |

| | |
|--------|--|
| 助成対象経費 | <p>(1) 事務経費 委員・専門家等謝金，委員・専門家等旅費，職員旅費，会議費，会場借料，印刷製本費，資料購入費，通信運搬費，消耗品費，雑費</p> <p>(2) 事業費 原材料費，機械装置又は工具器具購入費，機器リース料，製造，改良，据付け，借用又は修繕に要する経費，外注加工費，技術コンサルタント料，雑役務費，調査研究費，地域資源育成支援事業費の一部を委託する経費，その他事業実施に必要と認められる経費</p> |
| 助成期間 | 1年間以内 |
| 助成限度額 | 300万円 |
| 助成率 | 2/3以内 |

| 地域資源活用等創業支援事業 | |
|---------------|--|
| 助成対象事業 | 地域産業資源等を活用し，本県で創業しようとする個人等への助成。 |
| 助成対象者 | 本県で地域産業資源等を活用し，創業しようとする個人及びグループ等 |
| 助成対象経費 | <p>(1) 事務経費 委員・専門家等謝金，委員・専門家等旅費，職員旅費，会議費，会場借料，資料購入費，通信運搬費，消耗品費，印刷製本費，雑費</p> <p>(2) 事業費 事務所賃借料，試作・開発を目的とした備品購入費，試作・開発を目的とした機器リース料，雑役務費，調査研究費，その他事業実施に必要と認められる経費</p> |
| 助成期間 | 1年間以内 |
| 助成限度額 | 100万円 |
| 助成率 | 2/3以内 |

－ いばらきものづくり応援プログラム －

中小企業者等が大学・試験研究機関や技術専門家（公社テクノエキスパート）等からのあっ旋等と連携して行う新製品の開発等，または販路拡大等への取り組みに対して支援します。

| 産学官研究開発助成事業 | |
|-------------|--|
| 助成対象事業 | 中小企業者等の大学・試験研究機関等との連携による新技術・新製品等の開発への助成 |
| 助成対象者 | (1) 県内に主たる事業所を有し，日本標準産業分類の大分類E（製造業）に該当する中小企業者 (2) (1)を主たる構成員とする組合等 |
| 助成対象経費 | (1) 事務経費 委員・専門家等謝金，委員・専門家等旅費，職員旅費，会議費，会場借料，通信運搬費，消耗品費，印刷製本費，資料購入費，雑費 (2) 事業費 原材料費，備品費，機械装置又は工具器具購入費，技術コンサルタント料，外注加工費，借料又は損料，雑役務費，産学官研究開発助成事業の一部を委託する経費，その他事業実施に必要と認められる経費 |
| 助成期間 | 2年間以内 |
| 助成限度額 | 500万円 |
| 助成率 | 2/3以内 |

| 販路開拓支援事業 | |
|----------|--|
| 助成対象事業 | <p>中小企業者等が自社製品等の販路開拓を行う目的で、市場調査、見本市等への出展、広報活動、国際認証取得等を行うことに対する助成</p> <p>【主な想定事業】</p> <p>①国内及び海外の見本市や展示会への出展</p> <p>②販路拡大のための国際認証（ISO、JISQ等）取得</p> <p>③新製品の販売や新規市場参入を目的に、以下のような取り組みの戦略的実践を複合的に継続して行う事業</p> <p>例）マーケティング、新製品等の性能評価、パンフレットの英訳、専門家による営業力強化指導 等</p> |
| 助成対象者 | <p>(1) 県内に主たる事業所を有し、日本標準産業分類の大分類E（製造業）に該当する中小企業者</p> <p>(2) (1)を主たる構成員とする組合等</p> |
| 助成対象経費 | <p>(1) 事務経費</p> <p>委員・専門家等謝金、委員・専門家等旅費、職員旅費、会議費、会場借料、通信運搬費、資料購入費、雑費</p> <p>(2) 事業費</p> <p>印刷製本費、広告宣伝費、ホームページ制作費、原稿料、通訳料、翻訳料、保険料、教材費、受講料、借料又は損料、消耗品費、雑役務費、販路開拓支援事業の一部を委託する経費、その他事業実施に必要と認められる経費</p> <p>なお、具体的な対象経費については下記のとおりです。</p> <p>【想定事業①の見本市等の場合】</p> <p>(1) 事業費</p> <p>小間借上費、小間装飾費、翻訳料、通訳料、展示会のための広告宣伝費、展示会配布用パンフレット等の作成費、その他事業実施に必要と認められる経費</p> <p>【想定事業②の国際認証 ISO等の取得】</p> <p>(1) 事業費</p> <p>申請費、審査費（審査員の交通費・宿泊費を含む）、登録料・コンサルタント委託料、マニュアル作成費、ISO取得のための研修受講料（教材費を含む）、その他事業実施に必要と認められる経費</p> |
| 助成期間 | 1年間以内 |
| 助成限度額 | 100万円 |
| 助成率 | 2/3以内 |

ー いばらきサービス産業新時代対応プログラム ー

少子高齢化社会や男女共同参画社会及び交通インフラの高度化などの社会情勢の変化に伴って新たに発生するニーズに対応する環境，健康，観光などの新時代に対応したサービス等への取組みを支援します。

| サービス産業新時代対応支援事業 | |
|-----------------|--|
| 助成対象事業 | <p>社会情勢の変化に伴って新たに発生する社会的課題をビジネス手法で解決するために必要な創業や販路開拓等にかかる経費の助成。</p> <p>【主な想定事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や共働き家庭などに対する地元商店の特徴を生かした配食サービス，商品宅配サービスなどの買い物機能の創出 ・ 共働き家庭サポートする病児保育や時間外保育などの新たな保育サービス事業 ・ 新規性のある健康増進プログラムの開発やそれに基づくサービスの実施 |
| 助成対象者 | <p>(1) 県内に主たる事務所，事業所を有し，新時代に対応した新たなサービス産業等の創出に取り組む中小企業者及びそれらを含むグループ，団体等</p> <p>(2) (1)以外の者で理事長が特に必要と認める者</p> <p>※ 但し，事業設立後3年以上経過していること</p> |
| 助成対象経費 | <p>(1) 事務経費 委員・専門家等謝金，旅費，職員旅費，会議費，会場使用料，印刷製本費，資料購入費，通信運搬費，消耗品費，雑費</p> <p>(2) 事業費 備品購入費，機器リース料，修繕費，事務所賃借料，調査研究費(委託費含み)，雑役務費，その他事業実施に必要なと認められる経費</p> |
| 助成期間 | 2年間以内 |
| 助成限度額 | 300万円 |
| 助成率 | 2/3以内 |

－ 申請方法等について －

●主な助成対象者

中小企業者

独立行政法人中小企業基盤整備機構法第2条第1項各号に規定する会社及び個人のうち、茨城県内に本社又は事業所を有する者（本事業により、県内に本社又は事業所を開設しようとする者を含む。ただし、みなし大企業（*）を除く）。

（*）みなし大企業とは、中小企業以外から1/2以上の出資または役員の受け入れを行っている企業を言います。

上記中小企業者以外の者

①各種組合等

農業協同組合法に基づく農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人、水産業協同組合法に基づく漁業協同組合及び漁業協同組合連合会、森林組合法に基づく森林組合及び森林組合連合会。

中小企業等協同組合法に規定する企業組合のうち、県内に主たる事務所を有する者（本事業により、県内に事務所を開設しようとする者を含む。）及び同法に規定する事業協同組合、事業協同小組合のうち、県内に主たる事務所を有する者等。

独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令で定める水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、酒造組合・酒造組合連合会及び酒造組合中央会。

②特定非営利活動法人（NPO法人）

特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人のうち、県内に主たる事務所を有する者（但し、事業設立後3年以上経過していること）

●応募書類（各1部提出してください。）

助成金交付申請書（いばらき産業大県創造基金助成金交付要領様式第1号）により、下記「応募先」にご持参いただくか、郵送により応募してください。なお、申請する前に、必ず下記「問い合わせ先」に御連絡願います。

添付が必要な書類

(1) 直近3期分の財務諸表（損益計算書、貸借対照表等）の写し

※ 創業予定又は創業後1年以内の場合は、今期の予算書及び決算見込を提出してください。

(2) 応募者を確認できる書類

①（法人等の場合）登記簿謄本の写し（3か月以内のもの）

②（個人の場合）住民票の写し（3か月以内のもの）

※ 創業後は、速やかに登記簿謄本を提出してください。

③（グループの場合）グループの規約、組織図

※ なお、構成員が個人の場合は代表者の住民票の写し（3か月以内のもの）、構成員が法人等の

場合は代表者企業の登記簿謄本の写し（3か月以内のもの）を併せて提出してください。

(3) 県税の納税証明書（様式第40号の4（イ））

※ 納税証明書は、県税に未納がないことを証明するものを提出してください。

※ グループの場合は、代表者の納税証明書を提出してください。

(4) その他、事業内容の説明に参考となる資料

- ・ 貴社の事業案内
- ・ 事業計画の説明に参考となる資料
- ・ 経費明細の根拠となる資料
- ・ 委託内容とその理由書 等

◆ 応募書類作成上の留意事項

- (1) 1申請事業者が応募できる事業は、申請事業に専念していただくために1事業に限ります。（事業の実施期間中も含みます）
- (2) 応募にあたり、必要事項が適切に記載されていない、または応募書類にもれがある場合には、資料を受理しないことがありますので、提出前に交付申請書下部のチェックシート等により資料内容をご確認ください。
- (3) 事業の審査は、提出された応募書類をもとに、審査委員が書面で行いますので、審査委員が適切な判断を下せるよう適切に記述してください。
- (4) 事業開始日は、交付決定日以降となります。この日以降に支出した経費が助成対象となります。
- (5) 事業完了日は、交付決定日から起算して定められた助成期間内とします。定められた助成期間を超えることはできません。

● 応募・問い合わせ先

いばらき地域資源活用プログラム

財団法人茨城県中小企業振興公社 新事業支援室

〒310-0801 水戸市桜川2丁目2-35（茨城県産業会館9階）

TEL 029-224-5339 FAX 029-227-2586 E-mail sien@iis-net.or.jp

いばらきものづくり応援プログラム

財団法人茨城県中小企業振興公社 企業振興課

〒310-0801 水戸市桜川2丁目2-35（茨城県産業会館9階）

TEL 029-224-5317 FAX 029-227-2586 E-mail kigy@iis-net.or.jp

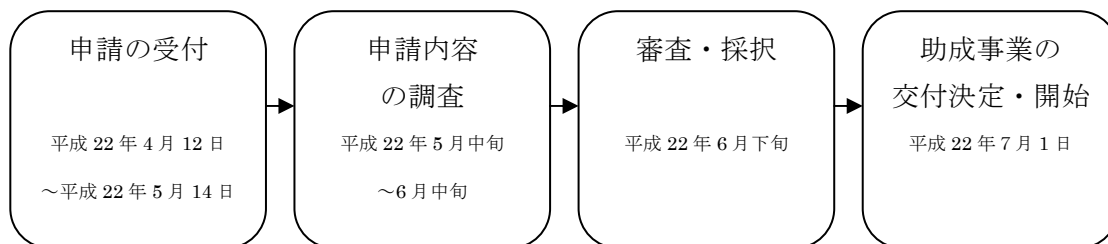
いばらきサービス産業新時代対応プログラム

財団法人茨城県中小企業振興公社 総務企画課

〒310-0801 水戸市桜川2丁目2-35（茨城県産業会館9階）

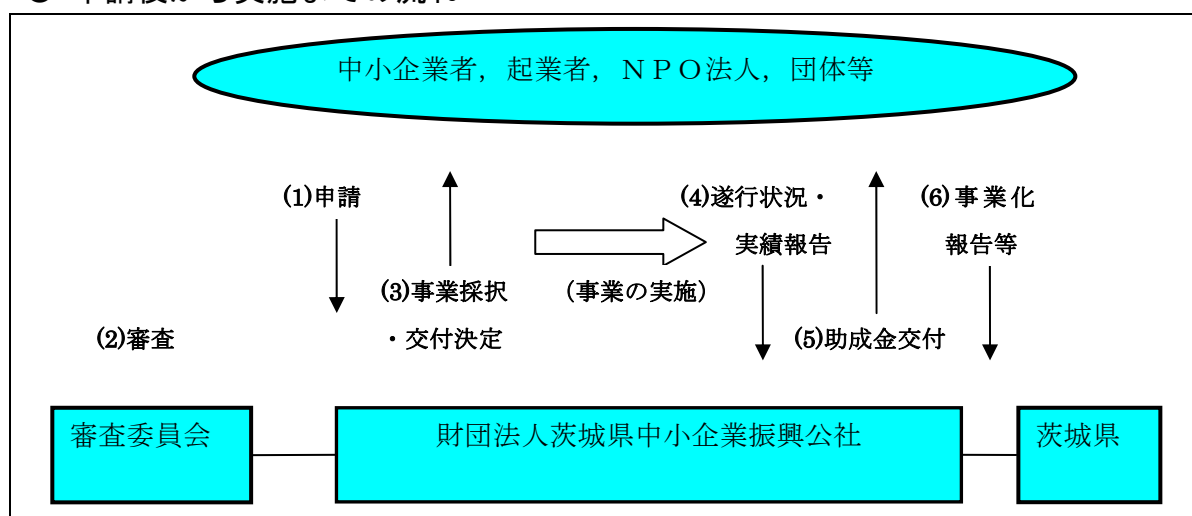
TEL 029-224-5317 FAX 029-227-2586 E-mail info@iis-net.or.jp

●スケジュール（予定）



※ なお、「申請内容の調査」については、「申請の受付」の後、随時実施することもありますので御協力願います。

● 申請後から実施までの流れ



(1) 申請書の受理

応募書類の外形要件（応募書類にもれがないか），資格要件（助成対象となる資格を有しているか）が整っていることが確認できたら，申請書を受理します。

※ 上記の内容確認のため，公社職員及び専門家がヒアリング等の事前調査を行う場合があります。

(2) 申請事業の審査

受理した申請書について，審査委員会による申請事業に関する審査を行い，採択・不採択を決定します。

(3) 交付決定

審査委員会で採択された事業は，助成対象事業として交付決定し，書面にて通知いたします。

※ なお，公社が通知する交付決定額は，助成限度額を明示するものであり助成金支払額を約束するものではありません。また，使用経費が当初の予定を超えた場合にあっても，当初決定し通知した交付決定額を増額することはできません。

※ さらに応募書類に記述がなく，後日，助成対象事業として不適切な事実が判明した場合（法律を犯す行為，交付決定した事業内容と異なる事業を実施している等）には，採択後であっても助成金の交付を取り消すことがあります。

(4) 遂行状況・実績報告

① 遂行状況報告

助成対象事業実施期間中、6ヶ月に1度の割合で、事業の遂行状況を報告していただきます。また、適宜、公社職員によるフォローアップ調査を受けていただくことがあります。その際、公社から遂行にあたり指示を受けた場合には、速やかに適切な対応をしていただきます。

なお、助成対象事業の実施に当たっては、交付決定後に配布する「いばらき産業大県創造基金助成金助成事業の手引き」を参照してください。

② 実績報告

助成対象事業完了後30日以内に、実績報告書をご提出いただきます。

(5) 助成金交付

実施した事業内容の審査と経費内容の確認等により交付すべき助成金の額を確定し、通知します。助成金は、通知後、助成事業者からの支払い請求を受けて支払いを行います。なお、助成金の確定額は交付決定金額の範囲内で、千円単位となります。

なお、この助成金は、原則として、事業完了の確認後に交付すべき額を確定し精算払をします。概算払いについては、それまでの事業の実施状況及び成果内容により、既支払額に対して一部認められることがあります。

(6) 事業化報告等

助成対象事業終了後に、以下の内容について毎年度ご報告していただきます。

① 事業化状況報告（事業終了年度の翌年度から平成30年度まで）

助成対象事業の成果の事業化についてご報告していただきます。

② 収益納付額の報告（事業終了年度後5年間）

助成対象事業の実施により発生した収益の状況について、ご報告していただきます。

※ その他、いばらき産業大県創造基金支援事業計画に記載された長期目標の達成状況等、公社が行う調査等に対し協力いただくことがあります。

●その他

(1) 公社は、助成事業実施中、実施後にかかわらず、経営面及び技術面について支援を行いますので、お気軽にご相談ください。

(2) 同一の内容の事業で、国や県、又は公益法人等の補助金等（以下、「国庫補助金等」という。）の交付を受けている場合、又は受けることが決定している場合は、この助成事業に応募することはできません。

また、この助成事業以外の国庫補助金等について申請中又は申請予定の場合は、その旨を必ず事業計画書に記載してください。この場合においても、この助成事業に応募した後に国庫補助金等を受けることが決定した場合には、この助成金を受けることはできません。

(3) 助成事業で取得することができる原材料、機械装置、産業財産権の実施権等は、試作・研究開発に必要なものに限定します。生産ラインや販売用として取得することはできません。

- (4) 販売を目的とした展示会出展は助成対象にならないこともあります。
- (5) 助成事業者役職員の人件費は助成対象になりません。
- (6) 助成事業の大部分や研究開発等の中核をなす部分を外注又は委託することは認められない場合もあります。
- (7) 助成事業終了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- (8) 採択時、社名、住所、助成額及びテーマ・内容を公表することがあります。また、内容・成果については公表し、又は発表していただくことがあります。
- (9) その他、申請書の様式、補助対象経費等、募集内容の詳細については、直接お問い合わせください。

●よくある質問等

【いばらき地域資源活用プログラム】

- Q 地域資源そのものを販売する事業は助成の対象となるのか？
- A 対象とはなりません。地域資源を活用して、既存の商品・サービスとは差別化された、新たな商品・サービス等を開発していく事業に対し、支援するものです。
- Q 活用する地域資源は、あらかじめ指定されたものでなければならないのか？
- A 原則として、茨城県が地域資源活用促進法に基づき定めた「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想」の中で指定されていることが必要ですが、今後、同構想に追加指定される見込みのある地域資源も対象となる場合があるので、事前にご相談ください。
- Q 「地域資源ステップアップ支援事業」と「地域資源育成支援事業」の違いは何か？
- A 「地域資源ステップアップ支援事業」は、地域資源を活用して新商品・新サービスの開発等を行う場合に必要となる機能性の分析や消費者ニーズの調査、ビジネスプランの策定、商品コンセプトづくりといった取り組みに対して助成する事業です。
- 一方、「地域資源育成支援事業」は、既にビジネスプランや、商品コンセプトが策定された上で行う、地域資源を活用した新商品・新サービスの試作品開発に関する取り組みに対して助成する事業です。

【いばらきものづくり応援プログラム】

- Q 「いばらきものづくり応援プログラム」における助成対象者である日本標準産業分類大分類の E（製造業）に該当する企業とはどのようなものか。
- A 自社内に製造設備を備えた工場・作業所があり、そこで新たな製品を製造加工して卸売する事業所です。
- Q 産学官研究開発助成事業における大学・試験研究機関等との連携した開発とは具体的にはどのような形態を指すのか。
- A 最も一般的なケースは、企業と公設研究機関又は大学等との共同研究契約に基づく共同研究が考えられます。また、企業からの依頼試験やデータの分析・調査、試作品の性能評価等において学・官が研究開発の一部を行うケースも対象とします。
- Q 大学・試験研究機関等に支払う共同研究の実施に必要な納付金等は助成対象となるのか。

A 共同研究契約が締結されており、その契約書に記載されている納付金等が対象となります。契約書に記載のないそれ以外の経費については助成対象とはなりません。

Q 販路開拓支援事業で対象となる見本市や展示会とはどのようなものか。

A 入場の有料・無料を問わず一般に公開されている見本市や展示会を対象とします。ただし、販売を主とする見本市等（例：デパート等の催事場での物産展スタイルの催し）を除きます。

また、国、県、その他の公的機関から補助金等の交付又は支援を受けている場合や、以前に同助成金の交付を受けて、再度、同一の展示会及び見本市へ出展する場合も助成対象とはなりません。

Q 国際認証等の取得は何をもって認証取得（事業完了）となるのか。

A 事業実施期間内に認証機関の審査に合格し認証取得証が交付されて完了となります。

【いばらきサービス産業新時代対応プログラム】

Q 新時代に対応した生活支援サービスとはどんな事業か？

A 高齢者世帯の急速な増加に伴い、一人では日常の買い物に行くことの出来ないといったニーズに応えるための宅配サービス等を、ビジネスラインにのせて提供する事業が対象となります。

Q 飲食店の開業などは対象になるのですか？

A 単なる飲食店の開業では対象になりません。地域の課題を明確に分析し、地域住民のニーズを適格に把握した上で、飲食だけでなく地域課題解決に向けたサービスの提供が付加されていることが必要です。

Q 介護保険法の対象外のサービスは補助対象になるか？

A 介護保険法で想定していないサービスは対象となります。しかし、介護保険の認定区分（自立～要介護5まで8種類）限度額を超えた部分、いわゆる受給者が全額自己負担で受けるサービスは、単なる介護保険事業の補完であり、地域課題解決を目指した新たなサービスの提供とはいえないので対象外とします。

Q 宅配サービスを行う場合の車両購入費は対象になるか。

A この基金は事業の立ち上げを支援することが目的で、自立化を支援するものではありません。車は確かに宅配には不可欠ですが耐用年数等を考慮すると購入費は対象になりません。

Q 臨時的にアルバイトを雇う場合の経費は対象になるか。

A 雑役務費として対象になります。但し、対象事業の役務であることを特定できるようにしておいてください。

— 公社事業のご案内 —

「いばらき産業大県創造基金」による事業のほか、当公社では以下のような支援事業を実施しておりますので、基金事業と併せて活用をご検討ください。

総合相談窓口運営事業

起業家やベンチャー企業などの中小企業が抱える様々な課題について、お気軽に相談いただけるよう、総合相談窓口「ベンチャープラザ」設置しています。（相談受付時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時）

問 新事業支援室・・・・・・・・ TEL 029-224-5339

専門家派遣事業

中小企業者等の経営・技術等の課題を解決するため、経営、技術、情報の専門家を派遣し、助言等を行います。

- ◆中小企業マネジメントエキスパート派遣事業
- ◆中小企業テクノエキスパート派遣事業

問 新事業支援室・・・・・・・・ TEL 029-224-5339

下請振興事業

中小企業の取引先（受・発注）の確保や新分野への進出等のため、受発注企業の紹介、商談会・見本市・展示会の開催等を行っております。

問 企業振興課・・・・・・・・ TEL 029-224-5317

設備資金貸付事業

小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備資金を、無利子でお貸しすることにより、容易に資金調達ができるよう支援します。

| | |
|-------|--------------------------------|
| 常用従業員 | 原則 50 人以下 |
| 貸付率 | 設備購入資金の 1/2 以内（原則 40,000 千円未満） |
| 利息 | 無利子 |

問 設備助成課・・・・・・・・ TEL 029-224-5318

特許移転推進事業

開放意思のある大企業等の特許や大学・研究機関から生まれた研究成果を本県産業界に流通・移転させ、新規事業の創出・技術力の向上等の支援を行っております。

問 知的所有権センター・・・・ TEL 029-264-2211

IT化・国際化・人材育成事業

ホームページ、メールマガジン及び情報誌を通じて、国や県等の中小企業支援施策やIT関連情報等の提供するほか、高速・大容量のデータ通信を可能にするいばらきブロードバンドネットワーク（IBBN）の産業利用を支援しております。

また、貿易や海外取引といった国際ビジネスに関する各種相談への対応や情報提供のほか、県内中小企業と中国との新たなビジネスチャンスの創出・拡大を目的とした地域間交流の取り組みを支援しております。

さらに、ITや経営に関する各種研修事業を行っております。

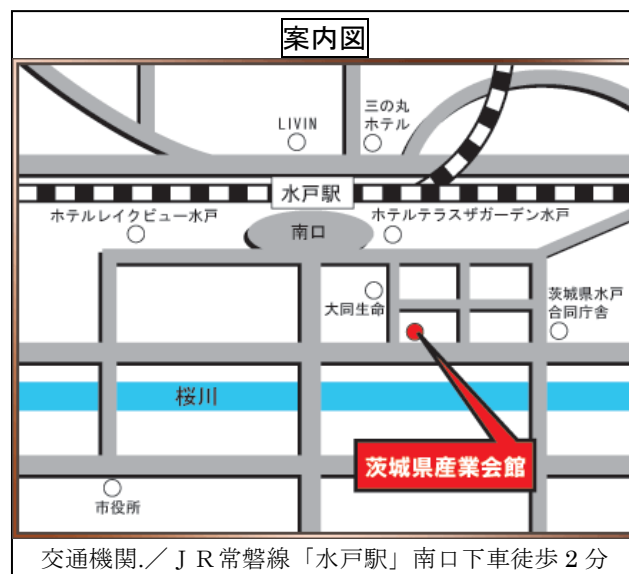
問 中小企業情報センター・・・ TEL 029-224-5412

中小企業応援センター事業

県内中小企業の地域資源活用、農商工連携の促進等の新事業展開、ITを活用した経営管理などの新たな経営手法への取り組みといった高度・専門的な課題対応について支援を行います。

問 新事業支援室・・・・・・・ TEL 029-224-5339

事業内容の詳細については公社ホームページ (<http://www.iis-net.or.jp>) をご覧いただくか、お電話にてお問い合わせください。



財団法人茨城県中小企業振興公社

〒310-0801

茨城県水戸市桜川2丁目2番35号

茨城県産業会館9階

TEL : 029(224)5317

URL : <http://www.iis-net.or.jp/>